

令和 7 年度

村長施政方針

令和 7 年 3 月

清 川 村

令和7年清川村議会3月定例会の開会にあたり、議案の審議をお願いするに先立ちまして、村政運営に対する私の所信の一端並びに令和7年度予算案をはじめとする主要案件につきまして、その大綱を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、元日に発生した能登半島地震は尊い命と大切な財産に甚大なる被害をもたらしました。その復興の半ばであった9月には豪雨が襲い、被災地は河川の氾濫や土砂災害などによる二重の被害にさらされ、あらためて自然災害は時と場所を選ばないということを再認識いたしました。未だに多くの方々が避難生活を余儀なくされており、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

また、12月には長年にわたり核兵器の廃絶や被爆の実相に対する理解の促進に取り組んでこられた日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。国際紛争が収まらず、世界の恒久平和が脅かされる中、この受賞は大変意義の大きいものであり、「非核平和の村宣言」を制定している村として、私たち一人ひとりの意識と行動によって、平和を守り、受け継いでいかなければならないことを強く感じたところであります。

その一方で、明るい話題や喜ばしい出来事として、肘の手術など様々な苦境を乗り越え、アメリカ大リーグにおいて史上初となる「50－50」を達成した大谷翔平選手の活躍に、私たちは日々興奮をおぼえ、また東京、パリ2大会のパラリンピックにトライアスロン日本代表として出場した村出身の米岡聡選手の活躍には、たくさんの感動と勇気

をいただき、目標をしっかりと持って挑戦することの大切さを実感させていただきました。

このような中、令和6年度は将来の村づくりの指針である第4次清川村総合計画のスタートの年として、村民の皆様と一っしょに作り上げた新たな将来像「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向けた新たな取り組みを開始してまいりました。

全国的な人口減少や少子高齢化に加え、東京一極集中による人口流出の影響を受けて、村の人口も減少傾向にある中、村民の皆様が望む村の姿である「自然との共生」と「水源地としての責務」を全うする一方で、村に関わりのある誰もがこの地域に愛着を持ち、あたたかみある「きよかわ」を目指して、村の活力を促進していく取り組みが、今まさに求められております。

全体の約9割を森林が占める村であり、神奈川県民の水がめである「宮ヶ瀬湖」及び「小鮎川」の水質を保全するため、森林の整備及び生活環境の維持に向けた取り組みを進め、近年の記録的な猛暑の原因であります地球温暖化防止対策としては、整備した森林の二酸化炭素の吸収量を国の認証制度を活用してクレジット化し、温室効果ガスの削減に取り組む企業などに購入していただく「Jークレジット推進事業」を本格的に開始したほか、村全体の環境施策の道標となるべく「環境基本計画」の策定も進めております。

また、村の基幹産業である緑茶栽培が担い手不足などで継続が難しい状況になることで、農地が荒廃し、シカやイノシシ、サルなどの被害がさらに拡大してしまうことの無いよう、粉末茶をパッケージ化することで付加価値を創出した新たな取り組みにも挑戦しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束傾向となり、村にもかつての賑わいが戻り始めておりますが、さらに地域を活性化する取り組みとして、国の「地域活性化起業人制度」を村でも導入し、民間企業から栄養士などの派遣を受け、そのノウハウを多いに発揮していただいております。

そして、将来にわたって村を持続していくために維持すべき将来目標人口の達成には、我が国全体の問題である少子高齢化が大きな課題となっており、村単独で短期的な解決を図ることが困難な状況となっておりますが、現時点の人口水準を維持しながら、さらなる関係人口・交流人口の創出や出生率改善に取り組むことで、将来目標人口 3,000 人の達成に向けた土壌を築いていく「第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところであります。

我が国の経済情勢は、雇用や所得環境が改善する中、国の各種政策の効果もあって、緩やかな回復が今後も続いていくことが期待されております。一方では、世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴い、物価が急激に押し上げられたことで、日々の生活に苦しんでいられる低所得世帯の方々には、国の施策に基づく給付金制度や減税制度が継続的に実施されているものの、円安の長期化に伴う企業の価格転嫁が食料品価格などの物価をさらに押し上げ、実質賃金の抑制傾向が続くなど、根本的な解決には至っていないのが現状となっております。

また、団塊の世代の方々が 75 歳以上となる 2025 年を迎え、全国的な人手不足は村内でもさまざまな分野に影響を及ぼし、国を挙げての取り組みである自治体 D X（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化など、地方自治体にも新たな戦略の構築が求められ

ております。

このような村を取り巻くあらゆる課題を基礎自治体として、着実かつ的確に解決していくため、令和7年度予算につきましては、6つの基本目標により構成する第4次総合計画・前期基本計画に基づいて、事業の目的や効果を十分に精査したうえで、新たな取り組みや既存事業の見直しなど、所要財源の確保を図りながら積み上げたものとなっております。

「魅力あふれる 夢と希望と安心の村 きよかわ」の実現に向け、村民の皆様をしっかりとお聴きし、村民の皆様とともに、議員各位のご理解とご協力を賜りながら、一步一步着実に村政運営を進めてまいります。

それでは、村政運営に関する私の基本的な考えについて、5つの視点（約束）に基づき、ご説明申し上げます。

第1に、「清川っ子の笑顔と未来輝く村に」であります。

次代を担う子どもたちは、今を生きる私たちにとって、村の宝であり、未来そのものです。清川っ子への支援は「未来への投資」であり、持続可能な村づくりへの重要な政策でもあります。

国では、少子化の危機的な状況を鑑み、こども家庭庁の設置に引き続いて、若年人口が急激に減少する2030年代までをラストチャンスと位置付け、少子化対策を加速させる取り組みとして「こども未来戦略」を打ち出しました。児童手当は昨年10月に第3子以降分と高校生分で拡充されたほか、多子世帯の大学等授業料の無償化や就労して

いない親の保育所利用などの制度開始が今後予定されております。

一方で、国内の未婚率が年々上昇を続けている中、子育て支援の拡充に軸足を置く従来型の対策だけでなく、結婚や出産をしやすい環境づくりが一層求められる局面を迎えております。

村では、子どもたちの給食費・医療費の無償化のほか、妊娠期から出産、子育て期の各段階への切れ目のない支援を行っておりますが、このたび、子どもの対人関係や言葉の発達の遅れなどが見えやすくなる5歳前後を対象とした健康診査及び発育や栄養状態の確認とともに、育児支援にも配慮した生後1か月児の個別健診費用の助成を開始してまいります。

今後も、国や県の動向を注視しつつ、村全体で清川っ子を育み、子育て世代を支え、「清川らしい、子育てしやすい環境づくり、きめ細やかな保育環境づくり」といった基盤を整備して、「子育てするなら清川で」と選ばれる地域を目指すことで、出生数の増加と人口構造の改善に努めてまいります。

また、令和2年7月に「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」と方針決定しました幼小中一貫校の設置に向けた取り組みにつきましては、施設整備基本構想に基づき、保育園を含めた同基本計画の取りまとめを継続するほか、用地取得に向けた各種業務を開始し、子どもたちの確かな学力と郷土愛を育むため、地域と家庭、世代間の強固な連携によって実現できるよう着実に進めてまいります。

次に、第2の「いつまでも元気で活躍できる村に」であります。

村の高齢化率は、昨年12月末で39.4%に達し、全国平均と比較し

でも高い状況にあります。また、全国的な人口の減少に伴い、65 歳以上の人口を示す「老年人口」は、村の将来人口推計においては 2025 年をピークに減少に転じる一方で、2045 年には生産年齢人口を上回るとともに、村の人口のほぼ半数にまで及ぶことが予測されております。

超高齢化社会にあっても、村民一人ひとりが心身ともに健康で、生涯にわたって、いきいきと安心してこの地域で暮らし、活躍できることが私の願いでもあります。

新型コロナウイルス感染症は五類感染症に移行され、収束の傾向にあるものの、高齢者等の重症化のリスクを回避するため、インフルエンザ予防接種と同様に、ワクチン接種費用の助成を継続するとともに、村でも以前から取り組んでまいりました带状疱疹対策として、定期接種の開始後につきましても、50 歳からの早期接種に対する接種費用助成を継続してまいります。

また、村で多く見られる高血圧を起因とする脳血管疾患などを抱える高齢者の健康課題に対応するため、健康診査や医療、介護に関するデータを活用する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をさらに強化するとともに、このたび策定いたしました第 3 期健康増進計画・食育推進計画に基づき、「食」に重点を置いた健康寿命を延ばす各事業にも取り組んでまいります。

次に、第 3 の「災害に強く安全安心で快適な村に」であります。

去年は能登半島地震が元旦に発生し、8 月 8 日には日向灘を震源とする最大震度 6 弱、マグニチュード 7.1 の地震の発生を受け、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

また、翌日 9 日には村でも震度 5 弱を記録した神奈川県西部地震が

発生し、同月末には台風 10 号による大雨で村民に避難指示を出し、5 日間にわたって開設しました避難所には延べ 10 世帯 25 人の方々が避難されました。

地震活動の活発化や地球温暖化などの影響を背景とした自然災害の激甚化・頻発化に対応すべく、防災・減災対策、強靱化への取り組みなどの重要性を再認識しているところであり、年間の来訪者数が 235 万人に及ぶ観光地を抱える村の責務として、上下水道に支障が出た際にも利用できる災害用防災トイレの役場駐車場への設置や災害時に配給する食糧、生活用品などを計画的に調達するとともに、村道の狹隘箇所の改良や安全対策、ライフラインである簡易水道・公共下水道施設の長寿命化などに取り組んでまいります。

また、昨夏の平均気温偏差は、気象庁の統計開始以来、過去最高を記録した一昨年プラス 1.76℃に並ぶ結果となり、国内では猛暑日を 40 日連続で記録する地域が発生するなど、2 年連続での酷暑が地球温暖化の進む夏の姿を示したものとなりました。

この異常気象の原因となっている温室効果ガスの削減に向け、村として取り組むべき環境施策の道標となる環境基本計画の策定を進め、地球温暖化防止対策事業を拡充しつつ、J-クレジット推進事業の運用に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、第 4 の「新しい賑わいと魅力あふれる村に」であります。

村の将来目標人口・3,000 人を維持するため、関係人口・交流人口の創出と産・官・学・民と連携した地域産業の活性化、そして移住・定住促進に向けた取り組みを強化してまいります。

村の魅力ある資源や地域特性を積極的に発信できるように、観光パ

ンフレッツを刷新するほか、デジタル技術を活用した情報の伝達手段を画策し、新たな関係人口・交流人口の増加に繋げてまいります。

ペットボトルの緑茶の普及や後継者不足などの理由により、基幹産業としての事業継続が厳しい状況となっています緑茶栽培については、「KIYOKAWA CHABACCO」の販売に加え、総務省が実施する地域おこし協力隊を村に迎え、その継続と活性化を図ってまいりますし、増加傾向にある遊休農地や荒廃農地を解消する取り組みとして、野生動物被害防止柵などの設置費補助や研修農場の利用環境の向上に取り組んでまいります。

また、村の新たな収入源となりました「ふるさと応援寄附金」は、返礼品となる地域産品のブランド認定制度として開始しました「きよかわブランド」の認定品目を拡大させ、さらなる充実を図るほか、実際に村にお越しいただいたうえでの体験や活動を返礼品として扱う現地決済型を導入するとともに、村が行う地方創生の取り組みに対して賛同していただける企業から寄附を広く集める企業版ふるさと納税制度を新たに構築し、地域の活性化を図ってまいります。

空き家を活用する事業として、住居として賃貸するためのリフォーム費用への支援のほか、村内の限られた住宅用地を有効的に活用するための施策である空き家の解体費用に係る支援についても補助上限額を拡大することで、移住・定住促進に取り組んでまいります。

近年、新東名高速道路や国道 246 号バイパスの建設、リニア中央新幹線の新駅及び旅客線化に向けた取り組みが進む関東車両基地などの開発により、村を取り巻く周辺地域の交通インフラも整備されつつあり、都心からのアクセスの利便性の向上で村への注目度が高まっていると感じております。この機に、村が誇る地域資源を磨き上げ、広

く発信することで、賑わいと魅力あふれる村を実現してまいります。

最後に、「村民と行政による協働と連携の村に」であります。

村の大きなイベントであります青龍祭や清川やまびこマラソン大会などは、準備の段階から村民の皆様にご協力をいただき、たくさんの方々が村を訪れ、盛大に開催しております。

また、私が常日ごろから掲げております協働と連携の村を実現するための重要な事業の一つと考えている「住民懇談会」は、各自治会館などで 10 回にわたって開催し、参加された皆様から村政に対するご意見やご要望、お住まいの地域の状況などを伺ったほか、村の置かれた行財政の状況や施策の方向性などについても、お互いに村政運営の当事者として村民と共有をさせていただいております。

災害時の「共助」や地域のサロン活動などの「地域共生社会」の取り組みに、その母体となる地域コミュニティの形成は必要不可欠であり、その核である自治会などの地域活動の支援はもとより、昨年 11 月には新しいコミュニティ組織を創出し、地域の担い手不足を解消するための取り組みを行ったところであり、引き続き世代を超えた仲間づくり、地域への愛着想起を目的としたコミュニティ力の醸成に取り組んでまいります。

また、国を挙げての取り組みが進められております自治体 D X（デジタルトランスフォーメーション）は、今年 9 月の本格稼働を見据えて、ガバメントクラウドへの接続など基幹系業務システムの標準化・共通化に向けた環境を整備するとともに、庁内業務の電子化による効率性の向上を目指し、庁内の横断的な取り組みによる総合的な調整、先進技術の積極的な業務導入を図るなど、バックヤードの改革を推進

するほか、村職員の働き方改革や処遇改善に努めてまいります。

そして、村政の効率的で効果的な推進を図るため、国や県、近隣市町、関係機関との連携をさらに深めながら、消防・防災やごみ処理などの環境対策、観光、医療、福祉、インフラ整備といった各種の取り組みを継続して進めてまいります。

以上、村政運営にあたりまして、私の基本的な考え方について申し上げましたが、村民の皆様のお声をしっかりとお聴きしながら、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川」の実現に向けて、持続可能な村づくりに取り組んでまいります。

それでは、令和7年度清川村当初予算案の概要につきまして、「第4次清川村総合計画・前期基本計画」の施策の体系に沿って、主要事業を順次ご説明申し上げます。

基本目標1、「自然と調和した美しい村づくり」の施策であります。

村の誇りであり、かけがえのない財産である自然を適正に管理し、保全するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針1、「自然環境の保全」につきましては、神奈川県民の水がめである「宮ヶ瀬湖」及び「小鮎川」の水質を保全し、森林の有する水源涵養機能を維持するため、神奈川県水源環境保全・再生事業や森林環境税を原資とした森林の保全及び生活環境の維持に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。

また、令和6年度に引き続いて、宮ヶ瀬湖面のフィッシング利用の実現と地域全体の活性化の可能性を探る調査を国の協力のもと、神奈

川県及び相模原市、愛川町と共同で進めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシ、シカの個体数調整やサルの追い払いなどを実施するとともに、電気柵や獣害防止ネットなどの設置費に対する補助などを強化し、有害鳥獣による農作物や村民生活への被害軽減に努めてまいります。

そして、森林整備に関しては、令和9年度以降も神奈川県水源環境保全・再生事業の継続が表明されたものの、長期的な財源の確実な見通しが立たない中、長い年月をかけて維持してまいりました村有林などが持つ二酸化炭素の吸収量をクレジット化する認証制度である「J-クレジット推進事業」について国への申請を進めてまいります。

基本方針2、「環境負荷の軽減」につきましては、環境基本条例を基盤として、村民の皆様からのご意見を参考としながら、村の環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するための指針となる環境基本計画の策定を進めるほか、地球温暖化防止に向けた取り組みに対する支援については、太陽光発電設備の設置や電気自動車の導入といった対象品目に、HEMSや燃料電池システム、ビークル・ツー・ホーム、蓄電池システムを追加し、社会全体における地球環境保護に対する意識醸成に努めてまいります。

基本方針3、「ごみの資源化・減量化の推進」につきましては、ごみの減量化・資源化に加えて、令和7年12月から本格稼働となる厚木愛甲環境施設組合による一般廃棄物中間処理施設を中心として、ごみ質の統一化や収集体制の構築など安定的なごみ処理体制を確立し、循環型社会の実現に寄与してまいります。

次に、基本目標2、「快適で安全・安心な村づくり」の施策であります

す。

村民の生活の基盤となる上・下水道施設及び道路、橋梁などのインフラ整備や交通の利便性の確保、そして甚大化・頻発化する自然災害に強い村づくりを進めるため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「上・下水道の適正管理」につきましては、昨年4月から公営企業会計に移行した簡易水道事業及び公共下水道事業において、独立採算の原則により経営状態や資産状況を明確にし、両事業における経営戦略に基づいた料金改定などを踏まえた経営の効率化を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては、清水ヶ丘地区の配水管の更新工事や浄水場の設備更新などを進めることで、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道事業につきましては、第2期ストックマネジメント計画に基づき、設備の長寿命化工事を計画的に進めるほか、管渠の腐食点検業務を実施し、安全で計画的な事業運営を図ってまいります。

基本方針 2、「快適で利便性の高い住環境の整備」につきましては、急激な運転士不足に直面している公共交通機関である路線バスを維持し、就労や就学といった日々の生活における利便性の向上を図るために、早朝・深夜便のバス運行費用を補助するほか、路線バスの通学や通勤の定期券購入費への支援を継続し、移動にかかる交通費の経済的負担の軽減と自家用車の利用抑制による環境への負荷軽減を図ってまいります。

村民生活の基盤である村道の新設・改良につきましては、道づくり計画に基づき、すでに着手しております村道寺家の谷線及び谷太郎線

の改良工事に加え、村道三浦線の用地購入及び改良工事を実施することで、村道の狹隘箇所の解消に向けた取り組みを進めてまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づく根岸橋の補修工事及び2ヶ年計画の最終年度となる道路照明灯のLED化工事を行い、通行の安全を確保するとともに、宮ヶ瀬湖畔園地のランドマークの役割を果たしている宮ヶ瀬水の郷大つり橋の床板を取り替え、適正に管理してまいります。

その他にも、村民や各種団体のご協力によるクリーンキャンペーンの実施やごみ集積場への対策、不法投棄防止に向けたパトロールの実施や防犯カメラの運用、宮ヶ瀬霊園修繕計画に基づく第3期通路改修工事、蜂の巣等駆除費の補助など、快適で住みよい生活環境の整備を図ってまいります。

基本方針3、「安全・安心な社会基盤の整備」につきましては、昨年の元旦には能登半島に甚大な被害をもたらした地震災害など、頻発化・激甚化している自然災害の現状を受け、防災・減災対策は、私の一番の使命であると認識しております。

昨年7月に改定いたしました地域防災計画に基づき、災害が発生した際、またそのおそれがある際の感染症対策にも配慮した避難所の開設や、村民はもとより村を訪れている方々への食糧や飲料水などの備蓄品の調達を進めるとともに、多くの来訪者が滞留し、また地域の防災拠点となる役場の駐車場への防災トイレの設置工事を行うほか、防災気象情報などの衛星回線及び地上回線での受信を可能とする全国瞬時警報システムの新型Jアラート受信機の整備や木造住宅の無料耐震相談会の実施、耐震改修に係る経費の補助、また国土調査法に基づく地籍調査を引き続き実施し、災害に強い地域を形成してまいります。

また、地域防災力の要である厚木市消防と消防団の連携強化、資機材整備及び消防団員の確保と定員数の適正化などを図ってまいります。

交通安全対策につきましては、自転車乗車時のヘルメットの購入費に対する助成のほか、交通安全指導員や厚木警察署等の関係団体との連携強化により交通事故防止を図り、死亡事故ゼロに向けた取り組みを進めてまいります。

防犯対策につきましては、未だ後を絶たない高齢者の特殊詐欺被害の防止対策として、迷惑電話防止機能付きの電話機の購入費助成を継続するほか、村内全域でＬＥＤ化が完了した防犯灯、村内 12 か所に設置した防犯カメラを適正に管理・運用し、犯罪のない地域づくりを進めてまいります。

次に、基本目標 3、「生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり」の施策であります。

村民の皆様に生涯を通じて豊かな生活を送っていただけるよう、健康寿命の延伸に向けて、その基盤となる心身の健康を維持するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「健康寿命の延伸」につきましては、健康診査や医療、介護に関するデータを活用する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」として、地域のサロン活動などの通いの場を活用したポピュレーションアプローチなどの疾病予防・重症化予防に取り組み、栄養士や理学療法士、歯科衛生士などの専門職が訪問することで、高血圧などの病気を抱える高齢者のフレイル予防を実施してまいります。

感染症対策としては、高齢者等の重症化のリスクを回避するため、

インフルエンザ予防接種と同様に、新型コロナワクチン接種費用の助成を継続するとともに、定期接種化されます带状疱疹ワクチン接種につきましては国の定める対象年齢にかかわらず、従来のとおり 50 歳からの早期接種に対する接種費用助成を継続してまいります。

また、成人歯科健診の対象年齢を拡大するほか、第 3 期健康増進計画・食育推進計画に基づき、野菜摂取測定器を配備するなど未病センターの充実を図り、健康づくりの基本となる「やまびこ健診」などを通じた取り組みにかかる「健康ポイント事業」を実施するとともに、地域活性化起業人制度により派遣された栄養士が中心となり、村の郷土料理の再現や野菜レシピの開発、手作りおやつの普及など、健全な食生活を通じた健康づくりと地域活性化を促進してまいります。

心の健康づくりにつきましては、国内の自殺者の全体数が減少傾向の中、児童・生徒にかかわる事案が過去最多となった社会情勢をふまえ、様々な社会的要因により悩みを抱える方々が早期に相談できるよう地域で見守る体制づくりを第 2 期自殺対策計画に基づき進めてまいります。

そして、心身ともに健康で、生涯にわたっていきいきとした豊かな生活が送れるよう、学びの機会やスポーツを通じた健康増進を推進するため、生涯学習センターせせらぎ館での文化・芸術活動、趣味、レクリエーションなどに参加できる機会を増やし、図書館の蔵書の充実や利用者の利便性の向上を図るとともに、運動公園ではスポーツ施設の適切な維持・管理を行うことで、それぞれの活動の拠点としての機能充実を図りながら、清川らしい生涯学習・生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

基本方針 2、「福祉サービスの充実」につきましては、高齢者保健福

祉計画に基づき、自立した生きがいのある日常生活を送っていただくための支援として、70歳以上の方、また、自動車運転免許証を自主返納された方への「かなちゃん手形」の購入費の助成をはじめ、生きがい事業団、緑ことぶき連合会への活動支援を継続するほか、認知症の原因となる難聴対策を目的とした補聴器の購入費助成事業を継続してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、紙おむつ支給などの在宅療養者支援や福祉給食サービス、見守りを目的とした見守り支援ラベルの交付を行うほか、障がい者の支援に向けた障害者自立支援サービス費の給付や重度障害者の医療費助成、成年後見制度の利用促進に向けた中核機関の運営などを継続するとともに、障がい者やその家族のニーズを的確に把握し、村の障がい福祉施策の基本理念を定める障がい者計画等を改定するためのアンケート調査を実施してまいります。

介護認定を受けていないものの、引きこもりや軽度の認知症などのリスクがある方が要介護状態にならないよう予防するため、村が開設しております通所型デイサービス「ほのぼのクラブ」の運営や、新たに生活支援コーディネーターを中心とした地域に根付いたサロン活動の相互間のつながりの創出、また社会的に孤立の傾向にある男性に特化した社会参加の場の提供など、高齢者や障がい者が生きがいづくりや就労、地域活動などに進んで参加できる環境を構築することで「地域共生社会」を実現するとともに、健康寿命の延伸の基盤となる介護保険事業や後期高齢者医療事業の安定的な運営を図ってまいります。

基本方針 3、「多様性と人権の尊重」につきましては、男女がともに

性別にとらわれることなく活躍することができる社会「ジェンダー平等の実現」に向け、第2次男女共同参画基本計画の策定を進めるほか、講演会の開催やパートナーシップ宣誓制度の実施を継続してまいります。

また、開始から3年が経過したロシアによるウクライナ侵攻や、歴史的な対立と宗教の違いが複雑に絡み合うパレスチナ問題など、世界の恒久平和が脅かされている状況に対し、次代を担う村内中学生にかけがえのない平和の尊さを認識してもらうため、恒久平和推進事業を引き続き実施してまいります。

次に、基本目標4、「健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり」の施策であります。

次代を担う村の宝である子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、教養を深め、文化の高い地域として村が持続していくため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針1、「子育て環境の充実」につきましては、国が2030年代までを少子化対策のラストチャンスとして「こども未来戦略」を決定し、切れ目のない支援に取り組んでいくことを打ち出しております。児童手当の拡充のほか、多子世帯の大学等授業料の無償化や就労していない親の保育所利用に加え、高校授業料の無償化など、国レベルでの少子化対策が今後予定されている一方、国内の未婚率の上昇がなかなか解消されないといった大きな課題が残されております。

村では長きにわたり、子育てしやすい地域づくりに向けた取り組みに力を注いでまいりましたが、今後も国や県の施策と連動させ、妊娠期から出産、子育て期までを安心して暮らせる地域を構築し、若い世

代が結婚や出産に夢を持つことができるよう、清川らしい取り組みを継続してまいります。

身体面と精神面でさまざまな不安を抱える妊産婦を地域全体で支援する取り組みとして、法定の健康診査とは別に、新たに子どもの対人関係や言葉の発達の遅れなどが見えやすくなる5歳前後を対象とする、言語聴覚士を配置した健康診査を開始するとともに、昨年度から拡充した原則保険対象外である妊婦健康診査の費用助成に加え、生後1か月児の個別健診の費用助成を開始することで、乳幼児の発育や栄養状態の確認、また育児支援にも配慮するほか、産後ケアとして助産師によるアウトリーチ型の出張母乳相談を実施してまいります。

また、国が制度化した伴走型の包括相談支援や妊婦のための支給金などの事業に加え、専門職を配置した親子開放デイを継続し、妊娠期から出産、乳幼児期まで子育て世帯に寄り添った支援を行ってまいります。

物価高騰による家計への影響が比較的大きい子育て世帯への経済的な支援策につきましては、18歳までの医療費の完全無償化や小児インフルエンザ予防接種の費用助成をはじめ、村独自の出産祝金や保育所等の副食費の全額補助などの支援を継続してまいります。

子育てに必要な不可欠である保育の充実につきましては、公設民営の認可保育所である「あおぞら保育園」と小規模保育施設「おひさま保育園」が村の地域特性に応じた保育を実施できるように支援を継続するとともに、病児保育事業の広域利用の運用、また、放課後児童クラブや放課後子ども教室は小学生の居場所づくりと学習の場の提供に向けて、相互に連携しながら取り組んでまいります。

こども家庭庁の設立とともに制定された「こども基本法」との整合

を図り、行政はもとより、家庭、学校、地域社会などがそれぞれの立場で、「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく、村が取り組む子育て支援策の指針として策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、ひとり親家庭支援、要保護児童対策、結婚新生活支援事業なども含めて、子どもや若者の権利が保障され、健やかな成長につながるよう包括的に進めてまいります。

基本方針2、「教育環境の充実」につきましては、村の将来を支える子どもたちが自らの人生を切り拓くための確かな学力を習得し、豊かな社会生活を送るために必要となる心身の成長を遂げることができるよう、保護者や地域が一体となって、将来の地域の担い手づくりを進めてまいります。

幼児教育につきましては、幼稚園児が元気に明るく、たくましく成長するために必要な環境整備や安全対策を進めるほか、家庭の保育ニーズに対応するため、「幼稚園型一時預かり事業」の実施時間を始業前、終業後ともに拡大し、また給食費の全額助成を継続することで、保護者の子育てにかかる心身面・経済面の負担の軽減を図ってまいります。

小中学校教育につきましては、国が掲げるGIGAスクール構想に基づき、タブレット端末の活用やデジタル教科書の普及を図るため、校内の安定した通信環境の維持、ICT支援員の配置などにも取り組むほか、児童・生徒の学力と学校生活の質の向上を図るため、外国語指導助手（ALT）の拡大や学習指導員を配置するとともに、保護者や地域が学校運営に参画するコミュニティスクール事業や、教職員の業務負担の軽減など働き方改革の実効性の向上と業務の適正化・効率化を図るため、新たに校務支援システムの導入に取り組んでまいります。

また、物価高騰による保護者の家計負担を軽減するため、入学祝金をはじめ、給食費や修学旅行費の補助、高等学校・大学等への通学費、高等学校入学者を対象とした端末機器購入費の助成を継続してまいります。

そして、「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」といった方針の下で進めております幼小中一貫校の設置に向けた取り組みにつきましては、「施設整備検討委員会」や「教育推進部会」での協議を継続しながら、保育園を含む施設整備基本計画に基づく設計業務に着手するとともに、用地取得に向けた土地鑑定や補償鑑定の調査を行ってまいります。

また、宮ヶ瀬地区から緑小学校、緑中学校に通学する児童・生徒の通学費の補助などを継続してまいります。

基本方針 3、「文化・芸術の振興と承継」につきましては、村の歴史や文化、生活風土を守ることで郷土愛を醸成し、地域の特性を未来へ承継していくため、村の伝統行事である「青龍祭」や芸能・芸術のふれあいの場である「文化作品展・芸能発表会」が地域を主体とした催しとなるよう、その担い手を育みながら支援を継続してまいります。

また、村内の民家で保存されていた、今から 100 年以上前に絶滅したとされている二ホンオオカミの頭骨などは、貴重な遺物であることから村の指定重要文化財に指定し、後世に残していくための支援を行っていくとともに、頭骨などのレプリカや復元画の制作、講座や講演会の開催などを通じて情報の発信に努め、二ホンオオカミが棲んでいた村として、地域の活性化にも活用してまいります。

次に、基本目標 5、「地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づ

くり」の施策であります。

地域を活性化し、関係人口・交流人口の創出、移住・定住の促進により人口規模を維持することで村を将来に向かって持続させていくため、5つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針1、「農林商工業の振興」につきましては、緑茶栽培の活性化に向けた「KIYOKAWA CHABACCO」の製作・販売に続き、担い手づくりと遊休農地の活用を目的とした地域おこし協力隊を募集し、減退傾向にある茶業の活性化を図ってまいります。

また、研修農場に獣害防止用の電気柵を設置することで利用環境の向上を図り、潜在的な農業への就業希望者の掘り起こしを行うほか、農業委員会や関係機関と連携しながら、農地バンク制度を活用した貸し手と借り手のマッチングを図るとともに、農地活性化協議会の開催や道の駅「清川」の出荷環境の整備を行うことで、遊休農地の活用を進めてまいります。

林業につきましては、神奈川県水源環境保全・再生事業や森林環境税を原資とした森林整備を進めるとともに、神奈川県の協力協約推進事業を活用して木材の利用促進を図り、間伐材の有効活用などにも引き続き取り組んでまいります。

そして、商工業につきましては、住宅リフォーム費用の助成制度や資金融資にかかる利子補給により村内事業者の経営安定を図るほか、2年目となる商工共栄会が中心となった地域活性化イベントである「きよかわむら祭」の開催を支援するなど、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

基本方針2、「観光産業の活性化」につきましては、年間235万人に及ぶ来訪のある観光地として、宮ヶ瀬湖を中心に宮ヶ瀬地区公共施設

等の指定管理者である宮ヶ瀬水の郷観光協同組合をはじめ、国や県、周辺市町、日本版DMO法人を取得した宮ヶ瀬ダム周辺振興財団と連携を図りながら、宮ヶ瀬湖畔園地周辺の新たなブランディングや四季のイベントなどのさらなる魅力を創出してまいります。

また、指定管理者などの創意工夫により営業収益が増加傾向にある道の駅「清川」を中心として、村で収穫された農作物や生産された商品の販路拡大を目指すとともに、相模女子大学との連携による特産品開発の取り組みを進めるほか、ふれあいセンター別所の湯や宮ヶ瀬湖畔園地内の施設・設備の適正な維持に努め、来訪者数の増加と観光産業全体の活性化につなげてまいります。

基本方針 3、「地域経済の活性化」につきましては、ローカルイノベーション拠点施設に整備したサテライトオフィスへの事業者の誘導、さらにサテライトオフィスから村内への定着も視野に入れ、特定地域土地利用計画に基づいて限られた土地の有効かつ適正な利用を斡旋することで、民間企業の進出を促進するとともに、不安定な社会情勢下において勤労者の生活資金を融資することで、雇用を維持・創出し、地域経済の活性化を推進してまいります。

また、愛川町と共同で策定した創業支援等事業計画に基づき、愛甲商工会などの民間の創業支援等事業者と連携したワンストップ相談窓口の設置など、地域金融機関とも連携を図りながら創業時の様々な課題の解決を図ってまいります。

基本方針 4、「地域セールスの推進」につきましては、村の大自然が織りなす四季の魅力や家族向けのアウトドア体験、名産品やグルメ情報などを広く発信し、手に取って村を満喫していただくためのアイテムとして観光パンフレットを刷新するほか、学生の有するノウハウを

活かした東海大学との共同プロジェクトによるSNSの活用、またショート動画を制作するための撮影及び編集機材を購入するなど、情報の受け手側の状況に応じた観光情報の伝達手段を画策してまいります。

また、地域産品のブランド認定制度として定着した「清川ブランド」の認定品目を着実に増やすとともに、村のおいしい水道水を使ったペットボトル入り飲料水「きよかわの恵水（めぐみ）」は災害時用の備蓄品としての活用も含め、製造を行ってまいります。

そして、村の大きな収入源の一つである「ふるさと応援寄附金制度」では、返礼品となる特産品などの品目の拡大と魅力の向上に加え、村内を訪れた方がその場で申込み、その場で受け取り、その場で利用が可能となる現地決済型の導入を村内事業者と連携しながら開始するほか、地域活性化起業人制度をさらに活用することで民間企業が村に求めているニーズを探求し、新たに導入する企業版ふるさと納税制度を通じて、村が行う地方創生の取り組みとマッチングすることで、民間活力による地域の活性化を図ってまいります。

基本方針５、「移住・定住の促進」につきましては、移住・定住を促す手段として、従来から実施しております住宅としての賃貸を目的とした空き家のリフォーム費用の補助を継続するとともに、土地の売買に向けて空き家を解体する費用に対する補助は市場価格の高騰を考慮して、上限額を拡大するほか、空き家を地域資源として利活用するための方策を具現化するため、全庁的な取り組みにより計画的に進めてまいります。

住まいの確保策として、村営住宅、借上型村営住宅、子育て世代型住宅を効率的に運用するとともに、中古住宅を改築するための原材料

費も対象とする住宅取得奨励金や住宅資金利子補給金の交付を継続してまいります。

最後に、基本目標 6、「村民と行政が共に歩む村づくり」の施策であります。

村民ニーズの多様化に対応できる細やかなサービスの提供、災害時の共助機能の確保、地域課題に「我が事」として参画する「地域共生社会」の実現の基盤となる地域コミュニティの活性化と効率的な行財政運営を推進するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「地域コミュニティの活性化」につきましては、地域コミュニティの基盤である自治会の支援をはじめ、村民による自主的な活動を支援するとともに、地域の担い手の発掘や新たな活動の輪の構築に向けたミーティングなどを実施し、村の現状と今後を考える機会を持つことで、地域コミュニティの活性化を図るほか、村内各所のコミュニティ活動の場を確保するため、自治会館や住民センターなどにつきましても、適正に管理してまいります。

基本方針 2、「効率的な行財政運営の推進」につきましては、第 4 次総合計画・前期基本計画を基軸として、村づくりへの村民参加や職員の働き方改革の推進などをふまえた第 6 次行政改革実施計画を着実に実行するほか、企業会計では経営戦略を更新し、近年の物価の高騰に応じて適正な受益者負担を徴収するなど、限られた人的資源・財政的資源の効率的な活用を図るとともに、財政計画や公共施設等総合管理計画、個別施設計画を適宜に見直し、経営的視点を取り入れた持続可能な行財政運営を進めてまいります。

また、新たに庁舎内の全ての照明器具をＬＥＤ化することで、エネルギー使用量の削減に伴う環境対策及びコスト縮減に取り組むほか、税の公平性を確保するため、徴収業務の強化策として、公金滞納者の預貯金などを調査できるシステムを継続して活用してまいります。

そして、国を挙げた取り組みの一つである自治体ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みにつきましては、今年９月から本格的に稼働する基幹系業務システムの標準化・共通化に向けた環境整備として、ガバメントクラウドへの接続を開始するほか、各種の制度改正に伴う税務手続きや児童手当、健康管理などに係る業務システムの改修などを行ってまいります。

また、庁内イントラネットや総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）を適正に運用し、事務の簡素化・効率化及び情報セキュリティの確保を図るほか、インターネット接続系端末を導入し、先進技術の積極的な導入と合わせたバックヤードの改革を推進してまいります。

基本方針３、「情報共有・情報発信体制の強化」につきましては、現行の広報媒体である広報紙「きよかわ通信（だより）」やホームページ、メール配信システムの運用により、村民サービスの内容や災害情報などを正確かつ迅速に発信するほか、各種会議体の会議録や統計資料などを積極的に公開することで、村民と行政の協働による村づくりに向けた情報の共有化を図ってまいります。

また、「村民の声」を村政に反映させる取り組みとして、「村長への手紙」や住民懇談会、自治基本条例に基づくパブリックコメント手続きの実施、次代を担う若い世代から村政に対する意見やアイデアを聴取する「子ども議会」や「中学生ワークショップ」の開催など、村民との対話の機会をしっかりと確保してまいります。

村の財政状況でございますが、歳入におきまして根幹となる村税は、年金所得者等の増加による個人村民税の増収、事業所得の増加による法人村民税の増収、また評価替えによる減額見込みが少ない一方で新築家屋等の税額軽減の終了に伴う固定資産税の家屋分の増収などが見込まれるものの、国有資産等所在市町村交付金の減収等により、村税全体で前年度比 0.7% の減収を見込んでおります。

県内全体の景気の回復傾向や物価の高騰に伴う法人事業税交付金及び地方消費税交付金の増額が見込まれるほか、人事院勧告に伴う職員人件費の増加や物価高に伴う全体的なベースアップ、また、臨時財政対策債の抑制や過年度分の償還開始などから普通交付税も大幅な増額を見込んでおりますが、行政運営が停滞することのないよう全体的な財源不足を補うため、財政調整基金などを活用することとしております。

本村の財政は健全な状態が維持されておりますが、歳入の柱である村税の国有資産等所在市町村交付金は毎年 2 % 程度減少しており、地方交付税、村債、一部基金を活用しつつ、また新たな収入源を確保しながら、効率的かつ効果的な行財政運営への一層の努力に励むことで、今後必要となる投資的経費を確保することが必要であると考えております。

こうした状況を踏まえて、さらなる合理化と能率化を図った行財政運営に取り組んでまいりますが、単に削減、抑制ありきではなく、村民の安全・安心を礎とし、常に村民の声に応える視線と未来を切り拓くといった使命をもって臨んでまいります。

以上、申し述べました基本方針をもとに、編成いたしました令和7年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ28億7,911万9千円で、前年度と比較し2億9,491万9千円、11.4%の増であります。

また、特別会計予算は、

国民健康保険事業特別会計	3億9,889万1千円
--------------	-------------

介護保険事業特別会計	3億5,493万1千円
------------	-------------

後期高齢者医療事業特別会計	9,851万円
---------------	---------

で、3特別会計の予算総額は、8億5,233万2千円でございます。

また、企業会計予算は、

簡易水道事業会計	2億1,889万1千円
----------	-------------

公共下水道事業会計	6億 290万円
-----------	----------

で、2企業会計の予算総額は、8億2,179万1千円でございます。

3特別会計と2企業会計を合わせた予算総額は、16億7,412万3千円となり、一般会計と合わせて合計は、45億5,324万2千円と編成いたしました。

今年の干支は「乙巳（きのとみ）」であり、草木がしなやかに伸びる様子や横へと広がっていく意味を持つ「乙（きのと）」と、脱皮を繰り返すことから再生と繁栄を連想させる「巳（み）」が合わさることで、変化を繰り返しながら柔軟に発展を重ねていく年になるとされております。

全国的な人口減少や少子高齢社会の進行に加え、東京一極集中による人口流出の影響を本村も受け、世界的な燃料価格の上昇や円安の進

行に伴う物価の急激な高騰、慢性的な人手不足など、本村を取り巻く環境は時代の流れとともに刻々と変化しておりますが、固定観念にとらわれることなく、村民の皆様との協働の取り組みにより、村の活力を未来に向かって促進するためのさまざまな事業を一つひとつ積み重ね、すべての人に優しい村づくりを進めてまいります。

私は年頭に、今年目標として「和」という漢字を選びました。

国内の大地震などの自然災害に伴う甚大な被害に加え、世界に目を向けますと、食料品や燃料価格などの物価高騰をもたらす原因となっている不安定な世界情勢に加え、米国における２期目のトランプ政権の発足による新たな関税の設定や軍事面における国家間のさらなる緊迫化への懸念など、今後の私たちの日常生活に大きな影響が及ぶことが予想されますが、このような時代だからこそ、村民の皆様との「和」をもって、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

安全・安心を実現しつつ、未来への希望を共有しながら、「未来へつなぐ安心で活力と魅力あふれる きよかわ」を目指すため、全身全霊で臨む所存でございます。

清川村のさらなる発展のため、各施策や事務事業の推進に対しまして、議員各位並びに村民の皆様の温かいご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます、令和７年度の施政方針といたします。

令和 7 年 3 月 5 日

清川村長 岩 澤 吉 美